

令和8年6月12日

報道機関各位

伊勢崎市指定もえるごみ袋に関する 臨時措置期間の延長について

環境部資源循環課

市内等の店舗で市指定もえるごみ袋の品切れや品薄が続いていることから、臨時措置の期間を延長いたします。

1 臨時措置の内容

市指定もえるごみ袋が手に入らない場合には、市販の透明（半透明を含みます）または白色のビニール袋で、もえるゴミを出すことができます。

- ・ 20～45リットル相当の袋を使用してください。
- ・ 白色以外の色付きの袋は使用できません。
- ・ 他自治体の指定ごみ袋は使用できません。
- ・ 中身が出ないように、袋の口をしっかりと縛ってください。

2 実施期間

変更前：5月11日（月）～6月30日（火）

変更後：5月11日（月）～8月31日（月）